

施設の設定

新市民プールに求められる機能等は、下記のように整理します。

(1) プールエリア**①屋内エリア****ア. メインプール**

- 子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすいプールとします。
- 水中での歩行運動や学校等の水泳授業に適したプールとします。
- 公益財団法人日本水泳連盟の公認プール基準を満たすプールについても検討します。

イ. 小プール

- 親子連れの幼児等の利用が、安全に行える深さ・広さの小プールを検討します。

ウ. プールサイド

- 学校の水泳授業等で待機スペースが必要となること等を考慮し、十分な面積を確保します。

エ. その他の諸室

- ジャグジー、更衣室、救護室等の必要な諸室を検討し、設置します。

②屋外エリア

- レクリエーションとして水に親しむことにより、水泳志向を醸成し、年間を通じた水泳の継続につながるきっかけ作りができるエリアについても検討します。

(2) トレーニングエリア

- 健康増進等に資するため、運動機器を配置したトレーニングルーム等についても検討します。

(3) 共用エリア

- 監視室・職員室等の機能を有する事務室など、必要な諸室を検討し、設置します。

施設の規模

施設の規模は、基本方針・施設の設定等を踏まえ、必要な諸室・面積等を検討します。

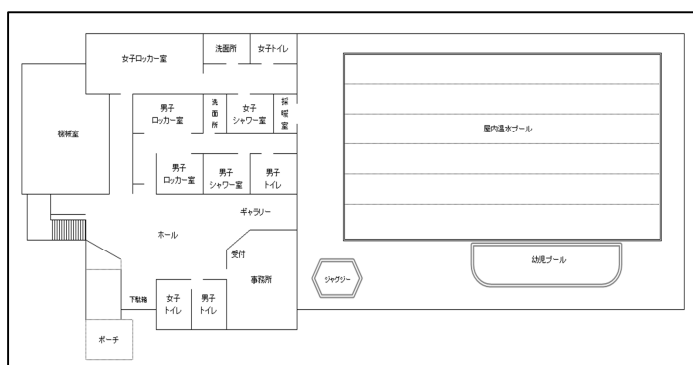
(参考 久米市民プールの概要)

【所在地】津山市中北下 1,253 番地

【建築面積】1階:1,371.8 m² 2階:415.8 m² 屋外:1,817.0 m² 合計 3,604.6 m²

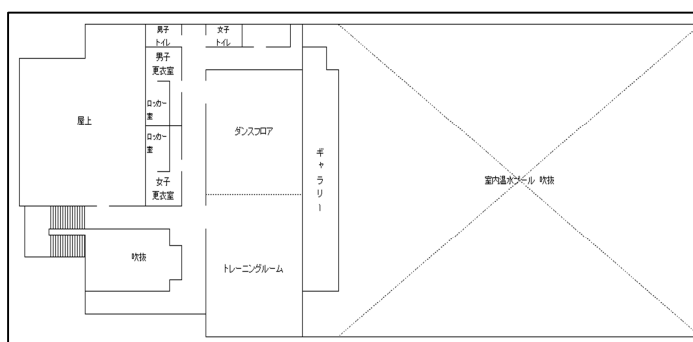
【延床面積】1,787.6 m²

1階平面図



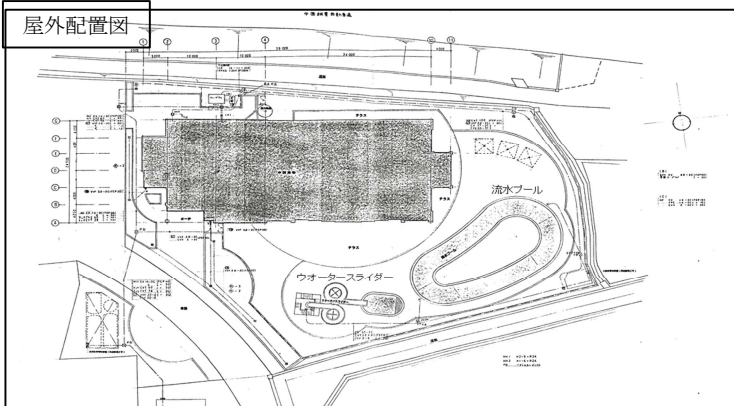
- 1階主要室
- ・ 屋内温水プール (25m×6コース)
- ・ 幼児プール
- ・ ジャグジー
- ・ 採暖室
- ・ 事務室、ギャラリー、更衣室、シャワー室、ロッカー室、トイレ等

2階平面図



- 2階主要室
- ・ トレーニングルーム
- ・ ダンスフロア
- ・ ロッカー室、トイレ等

屋外配置図



- 屋外施設
- ・ 流水プール
- ・ ウォータースライダー
- ・ テラス

(参考 公認プールについて)

(1) 公認プールとは (公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則第3条)

第3条 (公認プール)

- ① この規則において公認プールとは、本連盟の「競技会および海外交流規則」に定める公式競技会または公認競技会に使用する競技場として本連盟が適格と認め公認したプールをいう。
- ② 本公認規則の規定は、水泳競技会の円滑かつ公正な運営を妨げない範囲において、常務理事会の議を経て、緩和して適用することができる。

(2) 公認プールの種類 (概要)

公認プール基準	対応大会		レーン	水深	練習施設	観客席	その他
	種類	大会例					
国際基準	FINA (国際水泳連盟) 主催の国際大会	オリンピック 世界選手権 等	10	3m 以上	50m プールを併設	FINA 及び日本水泳連盟と協議	原則、室内プールとして、大会に応じて、役員控室 会議場 記録室 審判室 報道関係者席等の設置
AA 国内一般	日本水泳連盟主要大会	国体 インターハイ 等	10	2m 以上	事情が許す限り 50m 又は 25m を併設 (近隣施設での併設可)	2,500 席以上 (仮設含)	
A 国内一般	日本水泳連盟県レベル大会等	県予選 ブロック大会 全国マスターズ 等	8	1.35m 以上		800 席以上 (仮設含)	
標準	市水泳連盟主要大会等	市民大会 地域予選大会 等	6	1m 以上			